

# 保育所を利用される方へ

**令和元年10月1日**から幼児教育・保育の無償化スタート

## 3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての子どもたちと

※3歳児クラスとは、4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス(年少クラス)です  
0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の保育料が無償化されます。

### ◆ 3歳から5歳(2号認定)の子ども保育料が無償化されます。

【注意☺】 副食費について ※主食費については、ご飯を持参または主食費徴収を継続



①副食費(おかず代やおやつ代)については、これまで保育料に含まれていましたが、今回の無償化に伴い、保護者の負担方法が変わり、園に支払うこととなります。

②副食費の金額については、園からお知らせがあります。

・ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと全ての世帯の第3子以降の子どもについては、副食費(おかず代やおやつ代)が免除されます。

### ◆ 0歳から2歳(3号認定)の子どもについては、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

3号認定の子どもについては、これまでどおり保育料の中に主食費と副食費が含まれますので、新たな保護者の負担はありません。

・絵本代や行事費などはこれまでどおり保護者の負担となります。

・子どもが2人以上の世帯については、現行制度を継続し、保育所等を利用する小学校就学前までの最年長の子どもを第1子としてカウントし、第2子は半額、第3子は無償となります。

※ 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

#### 【無償化の対象となるための手続き】

2号認定や3号認定を受け保育所を利用されている方は、役場への手続きは特にありません。



《問い合わせ先》

三股町役場 福祉課 児童福祉係 (TEL:0986-52-9060)